

平成18年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成18年6月21日(水曜日)

午前10時00分開議

第12 一般質問

追加日程

意見書案第 5号 「品目横断的経営安定対策」に関わる要望意見書

意見書案第 6号 道路整備に関する要望意見書

意見書案第 7号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる要望意見書

第13 報告第 4号 訓子府町土地開発公社の経営状況等報告について

第14 報告第 5号 出納検査結果報告について

第15 議員の派遣について

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	3番	渡邊	守彦	君
4番	山本	朝英	君	5番	松浦	啓博	君
6番	大坪	勝廣	君	7番	柴田	喜八	君
8番	小坂	正利	君	9番	上原	豊茂	君
10番	高橋	徳男	君	11番	佐藤	静基	君
12番	小林	一甫	君	13番	渡邊	易右工門	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

2番 安藤 義昭 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	深 見 定 雄 君
助 役	宮 川 伊 三 男 君
総 務 課 長	山 田 日 出 夫 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 正 好 君
町 民 課 長	山 川 栄 二 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福 祉 保 健 課 業 務 監	三 好 寿 一 郎 君
農 林 商 工 課 長	山 内 啓 伸 君
建 設 課 長	竹 村 治 実 君
水 道 課 長	竹 村 治 実 君
施 設 車 両 課 長	小 田 藤 夫 君
教 育 課 長	小 野 茂 君
管 理 課 長	平 塚 晴 康 君
社 会 教 育 課 長	佐 藤 明 美 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	石 森 修 君
社 会 教 育 課 業 務 監	上 野 敏 夫 君
教 育 委 員 長	白 崎 隆 誠 君
農 業 委 員 会 長	鳥 山 勝 見 君
監 査 委 員	四 十 物 義 雄 君
選 挙 管 理 委 員 長	田 古 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菅 野 宏 君
出 納 室 長	菊 池 一 春 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 野 良 次 君
議 会 事 務 局 係 長	今 田 和 則 君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告いたします。本日は、安藤議員から欠席の届出が出ております。

なお、田古選挙管理委員長から早退の届出も出ております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、今日もちょっと温度が上がるかもしれませんので、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第12、一般質問を継続いたします。

13番、渡邊易右工門君の発言を許します。

渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 私は、訓子府墓地用地について、通告書に従い質問をいたします。

昨年、用地西側の工事も完了し、本年4月より貸出しを始めた新墓地用地について、何点かに分けてお伺いいたします。

1つ、現在までに、6月9日現在ですが、25区画を貸出しているということですが、その中に取り止めた方、または変更になった方はいるのか。もしいるとすれば、その理由は何か。

2番目に、昨年造成した区画において、墓を建てる基準とかはどのようになっているのか。例えば、区画線より、隣の線より何ぼ離すとか、そういうのはどのようになっているのか。

3番目に、南側の区画から見ると、北側の区画は人気がないようだが、今後のことを考えると料金の見直しなどを考えてはどうかということで質問をいたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、新たに整備しました訓子府墓地用地についてのご質問をいただきました。

まず、1点目の墓地の利用申請で取り止め、または変更した者がいるかとお尋ねですが、新たに整備しました第2区の区画につきましては、4月3日から順次貸し出しをしておりますが、216区画を9ブロックに分け、1ブロック24区画を抽選により希望順に貸し出しをいたしました。

その結果、申込者の中には希望する区画を確保できなかったことから、次のブロックの貸し出しまで待たれる方が数名おりましたが、6月から新たなブロックの貸し出しを開始した時点で、改めて申請に来ていただいております。

次に、2点目の墓を建てる施工規準についてのお尋ねですが、墓碑等を設置する場合には、「訓子府町墓碑等設置基準」を定めており、隣接境界線から5センチメートル以上の間隔空けると、盛り土は原則認めない、基礎の高さ制限など8項目の基準をクリアして設置

していただくこととしております。

次に、3点目の料金の見直しについてのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、作業道に面した南側の区画につきましては、希望する方が多い現状にはありますが、墓地の区画につきましては、これまでも地形や場所によっての料金設定はしておりませんので、現行料金での貸し出しを継続していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 1番目にお尋ねしました中に、取り止めたと言うか、その待ったということだそうですが、当初これを貸し出すというときに話を聞かせてもらったのは、1ブロック、24区画が終わって次の区画に行くのだという話でしたが、それは今もそのように行われているのか。前に今度移ったというわけですけども、その最初の貸し出したところが全部貸し出し終わって次に入ったのかどうか、その辺お聞きいたします。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいまの質問でございますけれども、1区画24区画あるわけけれども、1ブロックがですね。当初24区画すべて埋まってから次のブロックに行こうという考えで進めていたのですけれども、さらに希望者が多いことなども含めまして、今年のお盆前に墓地を建てたいという方もおありまして、次のブロックに移らざるを得ないというような状況も発生しましたので、1ブロック全部埋まらない中で次のブロックに移らせていただいたという状況でございます。6月から売り出した時点では一つのブロックのところで4区画まだ残地が残っていたのですけれども、6月に改めてまた次のブロックに移らせていただいたという状況でございます。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） これは私、3番目に料金の見直しなんていうのを伺っているわけなのですが、そういうような貸し出しをやっていくと、2、3日前に見ましたら、今度貸し出したブロックも南側大体あれで後ろの北側と言いますか、これ空いていますよね。また、人気がないから次のブロックにスパンに移るのですか、そうやって残して。町民の大事な財産です。空けて、次から次へとそういうことやっていて残った分はどうなるのですか。最初、私が去年お聞きしたのは、全部ひとスパンが終わって、それから次ということでしたから私は今の施工を良しとしたのですが、今になって現在やってみた途端、本当に当初言った、去年の12月に私が言いましたよね。「こういうことをやっていると思うのでないか」と言ったのだけでも、そのままやって現在そのような状態。これまだあれですか、この次も後ろ埋まらないまま前に行くのですか。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 今回はたまたま24区画のところをまず最初に貸し出しをはじめたのですけれども、その時点で6月近くなってから、そのうち20区画が決まったのです。4区画だけ残っていたのですけれども、自分の希望しているところが取れなかったため、次のを待っているという方がその時点で確か7、8名いたのです。その中の人もお盆前にはぜひ墓を立てたいという方もいたものですから、今回たまたま次のブロックに移らせていただいたということでございまして、今後につきましては2ブロック48区画もう貸し出しをはじめましたので、それが埋まった状態で次のブロックに移らせていただきたいというふうには考えております。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 今後はそれが全部埋まってから次に行くということでやるのですね。それはわかりました。

それと今墓地のつくっている最中なのですが、行ってみましたら余所の区画まで盛り土、盛り砂利と言うのですか、やっているのです。図ってみたら40センチぐらい下の区画から盛り上げているというようなことが、あれどうなのでしょう。次にやる人、それ人のものを崩してやらなければいけないのだけど、そんなこと許しているのですか。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 墓地の建設にあたりましては、あくまでも区画内での工事は進めていただいていますけども、最終的に整地する段階で飾る石を引いているという実態としてはありますけれども、当然次の工事のときには邪魔になりますので、よけて工事をするという形になるうかと思えます。決して、私どもが幅広く砂利を置くのを認めているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 今お話聞きますと、それはあくまでも自分の用地でということなのですが、やはりつくったら「作りましたよ」というようなことを「町のほうに来てください」と。そして、そのあとは見て良しとする。そういうようなことはとっているのかとっていないのか。ただ、「貸したからあなた方はこの中でやりなさいよ」と言ったあとは見なくてもいいのかどうかですね。見ないから今のようなことが起きている。次の人がやるのに邪魔になるようなことが、行ってみたらわかると思えますけど、40センチあまりが砂利を盛っているのですよね、出て。そういうようなことすると、次の人が工事やる時に必ず、どこへ言ってくるのですか、役場へ言ってくるのですか、やっぱり「これはどかしてもらおう」というようなことを、そういうことのないようにやるのが、「作りましたよ」と言ったら見ると。そういうようなことをやらなければいけないのでないかと思うのですがどうでしょうかね。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 墓の工事につきましては、当然建てる段階で着工届を出していただきます。図面審査をするということで、完成した時点では完了届を出していただきまして、現地も確認に行きます。現地確認に行った段階で、今議員ご指摘のとおり採石を飾り付けと言いますか、墓地の周りに飾り付けのような状態で置いているのは実態ですけども、次の工事やる時にはそれは必然的に取っ払われてしまうことですので、できるだけその辺については、これからはそういうことのないような指導を今後もしてきたと思えますので、これからご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 3番にお聞きましたそういうような状態で、料金の見直しもしないで空いたら空いたままというようなことでないと。あとは必ず埋まってから次に行くということですから、あとはこれは聞くこともできないので、私の質問終わります。

議長（柴田喜八君） 渡邊易右工門君の質問が終わりました。

次は12番、小林一甫君の発言を許します。

小林一甫君。

12番(小林一甫君) 通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は2点にわたりまして、お伺いいたしたいと思います。

まず、1点目につきましては、ふるさと銀河線の跡地利用と資産処分の考え方について。

日にちの経つのは早いもので、ふるさと銀河線の廃止から2ヵ月が経過しようとしております。

廃止直後から警報機、遮断機、踏切部分のレール、枕木の撤去が行われ、私どもの考えよりも数段早く整理に向けての作業が進んでおります。

第3セクターであった「北海道ちほく高原鉄道株式会社」の清算及び財産処分については、その出資者たる沿線住民への十分な情報開示と説明責任を果たすのが、取締役として参画していた町長の責務であると考えます。

また、地元の活性化のために廃線後の跡地利用を考えるべきと思いますが、以下何点かについてお伺いをいたしたい。

1点目につきましては、踏切の整理についての協議はいつ行われたのかお伺いをいたしたい。

2点目には、新聞報道で清算管財人が決まったと報道されているが、どのような人が選任されたのか。また、どのような業務を担当するのかお伺いをいたしたい。

3点目には、沿線地域から廃線路の活用の構想が出される前に、レール等の撤去が決定された場合でも、廃線路活用の申し入れがあったとき、受入れるか受入れないかの対応はどう進めるのかお伺いをいたしたい。

4点目には、跡地利用に関しましては、陸別町の動態保存事業に続き、置戸町のトロッコ列車の構想が出されておりますが、当町では跡地利用について協議された経過があったのか。また、商工会と話し合いをされたことがあったのかお伺いをいたしたい。

5点目には、この6月24日に株主総会が開催されますが、6月4日の取締役会で総会に向けてのたぶん対応がされたのではなかろうかと思っておりますけれども、住民の方に特にこの部分を理解してほしいというものがあればお伺いをいたしたい。

以上、5点についてご質問いたします。

議長(柴田喜八君) 町長。

町長(深見定雄君) ただいま、ふるさと銀河線の跡地利用の考え方と資産の処分の考え方について、5点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「踏切整理にかかる協議時期」についてであります。会社からは本年3月29日に北見市で開催されたふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会において、鉄道事業終了後、速やかに撤去を行う旨の説明があり、加えて道路を管理している各市町においては、踏切標識等を速やかに撤去するよう、北海道公安委員会から指導を受けている旨、説明がありました。

なお、踏切部分の鉄道施設の撤去は、道路の安全性を確保する上で当然のことであると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の「会社解散後における清算人」についてであります。議会冒頭の行政報告でも申し上げましたとおり、北海道の新幹線・交通企画局長と沿線首長のほか、北見商工会議所副会頭、弁護士、公認会計士の合わせて11名を清算人候補者として、6月24日の株主総会に提案することにしております。

次に、3点目の「廃線路活用の申し入れがあった場合の対応」についてであります。基本的には会社の財産でありますので、会社解散後に設置される清算人が判断することになりますが、その申し入れの内容が公共の利益を害さず、かつ、将来にわたり適正に管理いただけるものであれば、町としても会社に働きかけることは可能と考えます。

次に、4点目の「跡地利用に関する協議経過」についてであります。本町におけるさと銀河線の跡地につきましては、ご案内のとおり、ほぼ300間ごとに道路で分断されていることから、他町のような鉄道施設を活用した跡地利用は難しいといえますので、今後の会社の処分方針を見極めながら利用方法を検討してまいりたいと考えております。

また、日ノ出駅や訓子府駅の構内につきましても、今日の財政状況を考えますと、例えば、直ちに公園化するといったようなことにつきましてはなりませんので、時間をかけて検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、将来的な跡地利用や適正な管理のことを考えますと、更地にすることが望ましいと考えております。

なお、この件に関し、商工会と協議した経過はございません。

次に、5点目の「株主総会に向けて、特に住民の皆さんにご理解いただきたい事項」についてであります。お尋ねのあった取締役会として、確認したものはございません。

ただ、あえて申し上げますとすれば、現時点で一部の団体が表明しているような鉄道事業の継承を申し出ている事業者はないこと。

また、鉄道施設の撤去や売却については、清算期間中に行うことになっておりますが、少しでも有利な条件で処分するなど、一般株主の利益を損なわないようにすることが、法律上求められており、そうした観点で弁護士等とも相談しながら会社の清算事務を適法に進めていこうとしておりますことをご理解賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま5点にわたってご答弁をいただきました。そこで何点かについてお伺いをさせていただきたい。

今年の3月29日の連絡協議会の中で、踏切の整理については協議されたと言いますか、会社からの説明があったということでもありますけれども、あまりにも早いというようなことで正直言ってびっくりしたところでもあります。最終列車過ぎた途端に封鎖がはじまったということで、このことについて何かやりきれない部分が私の頭の中に未だ残っております。

前回の定例町議会の中でも、橋本議員がせめてレールの撤去は2年間待っていただきたいというようなご質問された経過があったわけでもありますけれども、先ほど交通の関係からいち早く撤去したということでもありますけれども、そのほかに何か要因があればお伺いをいたしたいと思っております。

一つひとつ再質問させていただきますので、まず、この点についてお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま銀河線の踏切部分の撤去について、あまりにも早すぎるのではないかとというようなお尋ねがございました。

踏切部分だけの撤去で申しますと、先ほど町長の答弁の中でありましたように、やっぱり交通安全対策上のこともあります。そして、会社としても、公安委員会とか、警察のほ

うから早急な対応ということで指導がきているようでございます。

道路管理上から申しますと、何せ人が出入りできないような状態をつくらなければいけないということがございます。当然、道路河川の管理上のことからそれぞれ侵入防止策みたいなもの設置したところがございます。現状なるほどなと思って見ていたのですけれども、例えば踏切をそのままの状態にしておきますと、レールがあるうちには必ず一旦停止をしなければならないということがあるようです。ですけれども、中には線路封鎖していますから一旦停止しないで通る車もあると、場合によってはそれを追い越していく車もあるというような実態もございました。そして、また場所によっては凸凹という部分で、万一速度が出ている場合には事故の可能性も出てくるというようなことを考えますと、指導のあったことも何か理解できるような気がいたします。特に、撤去そのものを速やかにやったというのは、それ以外のものはなかろうかと思えます。

あと、その踏切面以外の部分で申しますと、案内標識等ももう最終列車要った途端に撤去していたのですけれども、それは盗難防止という観点で進めているというふうに聞いておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま答弁あったわけでありましてけれども、交通安全上の観点から、または公安委員会の指導のもとで早急に撤去しなければならなかったということは理解はできます。理解はできるのですけれども、やはり最終列車が通過した途端にそのような処置を取られたことについては、ちょっと私としては納得のいかない部分があるものですから質問したわけでありまして。ほかに要因がないようでありますので、この件につきましては、後ほど跡地利用の部分でまた質問をする部分もあろうかと思えます。よろしく願いをいたしたい。

次に、6月24日に株主総会が開催され、その中で清算管財人の人たちが任命されるというようなことであります。会社の解散に向けての整理が、すべて処理するまで清算管財人に一任をするという形になっていくのか、その辺のことを理解するというところで間違いないのか。

また、株主なり一般沿線住民からいろいろと問題提起があった場合、清算管財人会の中で、それらを受け入れるようなそういう余裕の場と言いますか、そういうものが考えられるのかどうか、その辺お聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） まず、1点目の先ほどから清算管財人というような表現なされているのですけれども、今回は株主総会でもって解散を議決するというので、倒産したわけではございませんので、基本的には清算人会、清算人ということになるかと思えます。

一任というお話もあったのですけれども、今淡々とこれからの法に則って会社の持っている土地等の財産の売却処分ですか、そういったものもございまして。そういった事務に2年、たぶん私のあれは2年以上は必要かと思えますけれども、かかる見込みになっております。その中でいろんな条件等整えれば、有利な方法で処分をしていくということになるかと思えます。最終的には、またこれ株主総会にかけて、最終的なその財産の処分の報告等の議決を受けるようなことになるかと思えます。

この清算人の中には、当然沿線の首長が入っておりますので、特別、例えば何らかの要請があったとかというときには、当然そういった話題も協議できる場合がございます。また、それ以前に北海道を含めた沿線1市6町の中の協議会の中でも、またいろいろ議論することはできるかと思っております。

前回の議会の中で、橋本議員から2年間ほどというお話でしたけれども、基本的にレールについては2年間の中で処分するというので、今直ちにレールを処分するということはまだ決まっておりません。

財産処分までのスケジュール自体も、まだ会社から示されておりませんので、現時点で明確にお答えすることはできませんけれども、ただ、長いスパンの中で少しでも一般株主の利益を守るような処分の仕方をしていただかないと。長く置いておいて、例えばレールだとか、橋梁関係の、特に鉄の関係ですけれども、長く置いておくことによって価格そのものが下がってしまうということになると、やはり一般株主の方から見れば当然おかしいのではないかと思います。そのような指摘というのが出てくる可能性もございます。

株主の皆さんについては、いろんな考え方の方いらっしゃいますので、そういったことで弁護士等も入りまして、適法に、そして一般株主の利益を守るということを再前提にして処分のほうを進めていくことになってございます。

具体的な、2点目でありましたその提案があった場合の取り扱いですけれども、先ほど言いましたように、この清算人会というのは、財産処分とか、会社清算のための清算人会ですから、基本的にそこで例えば鉄道事業を継承しようとか、そういうことにはならないかと思えます。ただ、その鉄道使って何らかの事業をやりたいということであれば、そのタイミングにもよろうかと思えますけれども、間に合えば鉄道レールを剥さないで、その方に売却するというのも一つの方法としてはあるのかなというふうに思っております。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 一般株主の利益を守るのが、最前提であるということをお答えいただいたわけでありまして、2年間の中でまだ余裕があって、どこかの会社が跡地を引き受けるというようなことであれば、そういうことも考える余地があるということでもありますので、たぶんこれからいろいろな考え方が出てくると思っておりますけれども、その辺も十分考慮いただきたいと考えております。

次に、跡地利用の関係でご質問をさせていただきますけれども、跡地利用につきましては、私の聞いた話の中では昨年の11月頃の取締役会の中で提案され、各町の考え方が集約されたように聞いております。

当初は、陸別町の動態保存ということだけであったということでもありますけれども、その後、置戸町のトロッコ列車が提案されたと言いますか、利用申し込みをしたというようなことを伺っておりますけれども、この時期についてはこれ間違いないのでしょうか、昨年の11月の取締役会である程度の方向づけがされたということについて、あとでご答弁いただきたいと思っております。

置戸町では、トロッコ列車からさらに何か置戸町の特徴を生かした構想が商工会の方から出されたというような話も聞いております。このことにつきましては、今「人間ばんば」というような形で大イベントを展開されておられるわけでもありますけれども、本物の馬を使ったイベントをそのトロッコ列車に合わせるのかどうか分かりませんが、そのような

使い方をされて、イベントを計画されているというようなことも聞いております。

また、上常呂では駅周辺のコミュニティー施設を中心にして、沿線に植樹をした桜の木が6メートルになって花も咲かすようになったということを地域の活性化のために何かイベントを企画されているということも聞いております。

当町では、先ほど答弁の中でお話を伺ったわけでありませけれども、何か少し消極的ではないかなというような感じがいたします。踏切は多いから何もできないというようなことを答弁でお話をされておったわけでありませけれども、やる気になればなんとでもなるのかなと。これはやる気さえあればと、そういうものを前提にしてちょっと私の考え方を述べさせてもらって、最後に考え方をお聞かせをいただきたい。せっかく本町には、ほかの町に負けないいい食材が数多くあります。若い人たちの中には、毎年公民館等で訓子府の食材を生かしたイベントを実施して多くの参加者を得ております。こういうことから実現はたぶん非常に困難であると思うのですが、北見から陸別までの路線を活用して、その食材を提供する列車を運行すると。当然これは今までの列車は運行できませんからDMVをメインに考えて、その中で食事をしながら、さらにゆっくりとした時間の中で地域地域の人たちとふれあい、さらに各町の特産品も購入できるような構想もあってもいいのではないかなと私は考えます。

さらに、これらを実現するためには、各市町が連携した組織づくりをしなければ到底無理であります。そのことからいろいろと企画も各町で考えておるようでございますけれども、町長として何かひらめきの発想があれば、合わせてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 私も銀河線の取締役の一人として、今回の件については大変残念に思っておりますし、またできることであれば銀河線の運行継続ということは、私の本当に心からの願いでありましたけれども、実際当初100万人ほどの利用があった平成元年スタートした時点で、100万人以上の利用があった乗客が45万人を今割っているというような状況から、これそれでも赤字は大体当初と変わらないぐらいに抑えてきているわけですが、ただ会社の経営とすれば、やはりまず利用者の安全を確保するということがございますし、それでこれだけ経営努力しても、なおかつこれだけの赤字を毎年出しているということであれば、その赤字をどうやって穴埋めするかということの困難性ということもございます。

まさに今、車社会になっているということと、もう一つは利用者の減、少子社会ということもあるのだと思っておりますけれども、そういったことが背景にありました。そして、今そういうことでやむを得ず廃線ということになったわけですが、今お話のございましたような食材を生かしたイベント列車だとか、これをDMVなんかを運行させてということですが、果たしてこれで採算上、経営が成り立つのかと、運行が成り立つのかということをお考えすると、私は現実的には夢物語で終わるのではないかなと思っております。

果たして、ここで出た赤字を誰が責任を持って補填するのか。運行運営する会社あるいは自治体がそれを毎年その赤字を穴埋めしていかなければならないのかと言いますと、これは本当に夢物語では終わらない問題ですので、私もいろいろと本当にもう何か手はないのか、手段はないのかといろいろ考えましたけれども、現実問題これだけ車社会になってしまったら、これはもうどうしようもないというようなことと、もう一つは例えば私どもの

町では、置戸や陸別のような形で踏切から踏切までの距離が相当あるというようなところでしたらまだ考えようもあるかもしれないのですけれども、もう本当にその辺の状況もほかの町とは違うというようなこともございまして、本町としてはこの動態保存等も含めて、残すことの可能性がなかったという現実。これでそうした決断をせざるを得なかったわけございまして、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま町長から直接お伺いをいたしましたけれども、この跡地利用につきましては、確かに通年運行であれば大きな赤字を背負わなければならないというような部分もあろうかと思えます。

しかし、私が言っているのは説明不足もあったのかもしれませんが、やはり例えばメロンの時期、じゃがいもの時期、玉ねぎの時期とか、いろんな部分訓子府の食材をメインにする部分もありますけれども、そればかりではなくて、各町村でいろんな特産物があるかと思えます。そういうような旬の時期とか、その特産物が出るようなそういう時期にやはり運行して、地域の活性化のために何かをやるかというような気を持つことができないのかというような部分でご質問したわけがありますけれども、仮にたぶん夢物語だというようなことに終わってしまうのかもしれませんが、そういう考え方を持つものが何人か集まって、小さな集まりが大きな流れになる可能性もあります。そういうこともどこか頭のところにに入れていただいて、今後の何かそういう企画が出たときには、町の協力をお願いをいたしたいというふうに考えております。

次に、今回株主総会が開かれますけれども、その中でたぶん住民の足となる交通確保につきましては、今までどおりの説明で終わるのではないかというような懸念を持っております。というのは、今の代替バスになってから、非常に逸走率が悪いというようなことが耳に入ってきております。こういうような状態が続けば、沿線自治体の負担がかなりの額になっていくのではないかなど。そうすると住民の足となる交通の確保が困難になっていくのではないかなどと思えますけれども、町長としてはどういうふうに考えているのかお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 銀河線がなくなって、そのままでいいのかと言いますと、これはやはり通学で通う生徒たち、あるいは病院に通うお年寄りたちの足をいかに確保するかと。俗に言う交通弱者と言われるに立場の人たちの足をいかに確保するかということは、これは各自治体としても見過ごすわけにはいかない問題ですので、やはり最低限そのことをきちんと念頭に置きながら、それに変わるものを用意しなければならないとすれば、やはりバスを運行して、少しでも効率的な運営によって、そういう住民の足を守ることが必要になってまいりますので、最低限やはりそういう体制は維持していかなければならないということで、代替バスの運行をはじめているわけですけれども、ただ、このまま今の運行本数等も十分見ながら、これから全く利用のない時間帯とか、そういったことも含めて検討して、できるだけ住民の足を確保できるように、この代替バスの運行継続ということは、しっかり考えていかなければならない課題であるというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま逸走率の関係のお話が出ましたので、逸走率について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

逸走率には、どちらかというとも2つの要素があるかと思いますが。いわゆる沿線人口の減少に伴った利用者の減と、それとバス転換によって、この機会に利用するのをやめたという、そういうその利用者の都合による減という二通りの要素があるかと思いますが。その前段申しました沿線人口の減ですとか、例えば高校生の利用が減ったと言うのは、例えば今ふるさと銀河線の利用実態見ていまして、10%程度毎年減っているという現状もございます。そうした意味では、このまま銀河線でもし走ったとすれば、さらに赤字が増えるという状況は目に見えております。そしたらバスにいても、当然その利用者減というのはありますけれども、その赤字になる度合いからいうと国・道の補助金の関係もございまして、うまくバランスをとったダイヤにするだとか、あるいは路線を統廃合していくことによって、その地元負担というのは最小限にとどめることができ、なおかつ、そのことによって持続的な運行も可能になると言えるかと思いますが。

そのバス転換に伴って、乗らなくなった方の逸走ということで申しますと、訓子府町で差額補助券。定期券の補助する差額補助の補助券というのを発行しているのです。その状況を見ていましたら、通学されている生徒、今手元に資料ないので申し訳ないのですが、大体約110名ほどございます。そのうち訓子府から北見へ行っている方が、110名のうち大体82、3%は定期券購入しています。銀河線のときはどうだったかと申しますと、定期の売り上げ実績で大体換算していきますと70%ぐらいの定期の購入率になるかと思いますが。ですけれども、今現在82、3%だとしても、当然夏になりますと自転車で通学する子供たちもおりますので、そうしますとさらに減っていくこともあります。また、逆に冬になると利用される方がいるというようなことで、増減しますから年間にならしたときには、今発行している名簿と付け合せていきますと、そんな訓子府に鍵って申せば、ほとんど逸走という部分では見受けられないという現状がございます。

一部のところからの指摘で、ごく一部分で逸走が著しいというようなことも言われておりますけれども、決して訓子府町、沿線全体で見たときには、そういった状況はないと。ただ、沿線人口の減少ですとか、通学生徒そのものの減少による逸走というのは確かにあるかと思いますが。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいまの逸走率について詳しくご答弁をいただきました。

人口減、またバス転換による利用者の減と。いろんな要素・要因があるということでありますけれども、訓子府の逸走はほとんどないというようなことであります。しかしながら、訓子府から陸別までの間ではかなりの逸走率になっているのではないかなというようなことも聞いております。長距離になって非常に車自体の経費もかさみますので、その辺を合わせると、経費等の部分ではかなりの自治体の持ち出しになるのではないかと、そのような懸念を持っておりますのでお伺いしたわけであります。

最後に、もう1点だけお伺いをいたしたいと思います。第1基金についての関係でありますけれども、道が負担をした第1基金36億円ですか、「これは北見市の財産であり、道の財産ではない」と道の監査委員が言ったというようなことを聞いておりますけれども、これは本当のことなのでしょうか。このことから言いますと、監査委員が監査請求を却下

した論理を正当と認めるのであれば、北見市以外が拠出した出資金と言いますが、8億1,000万円の部分も北見市のものとなり得るのか、町長はこれに同意するのか、その辺も合わせてお伺いをいたしたい。

また、今回の株主総会は、住民や報道機関を排除した中で行われると聞いておりますけれども、終わった時点で町長は町民に対しての説明を考えているのかどうか、その辺も合わせてお伺いをいたしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 今3点にわたってお尋ねをいただきました。

まず、第1基金の管理しているのは、今北見市が管理してございます。

元を正せば第1基金と言いますのは、北海道と沿線1市6町が負担金を北見市に拠出して基金を造成したということになっております。あくまでも基金そのものは、北見市のものでございますので、道の監査委員の言うとおりでございます。

それと出資金の関係のお尋ねもありましたけれども、出資金につきまして、これはちほく高原鉄道株式会社の出資金でございますから、当然それぞれ北海道あるいは沿線1市6町で出した分については、それぞれの財産ということになります。

私ども訓子府町の財産の調書のほうにも、この出資金の分については、そうした観点で載せてございます。

それと、あと株主総会終わった後の住民のほうのお知らせの関係なのですが、従前もそうなのですが、例えば直近の議会で行政報告ですとか、広報などでの報告というのは、当然町長も株主であり、町長という理由両方の立場でございますので、積極的に情報を開示していくという意味で従前どおり進めていくことと考えております。

議長（柴田喜八君） ここで午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

小林一甫君。

12番（小林一甫君） それでは次の質問に移らせていただきます。

最近、特に児童に対して凶悪事件が起こっております。そのために被害に遭わせない対策はどのように進んでいるのか、お伺いをいたしたいと思います。

私も定例町議会の中で、児童の防犯に関しまして質問をさせていただいた経過ありますけれども、最近特に凶悪な事件が多発しているということで、改めて今の現状の中でどう対応しているのか教育長にお伺いをしたいと思います。

最近、児童に対する痛ましい凶悪な事件が多発しております。事件に遭わせないような対策を考え、また、実施しているのか、合わせて父兄への通知、連絡をどのように進めているのかお伺いをいたしたい。

1点目、防犯カメラの設置は考えているのか。

2点目、通学路線の安全と各停留所までの送り迎えはどのようになっているのか。

3点目、今までに不審者の出現、報告はあったのか。

4 点目、子ども 110 番の家からの報告はあったのか。

5 点目、父兄への通知、連絡網はどのようになっているのか。

5 点について、お伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま 5 点にわたってお尋ねのありましたことにつきまして、お答えさせていただきます。

1 点目のお尋ねでございますが、本町の各学校等の建物は、職員室がすべて玄関を見通せる位置に配置されていることなどから、現時点における防犯カメラの設置は考えておりませんのでご理解をお願いします。

次に、2 点目のお尋ねであります。通学路線の安全につきましては、各学校において登下校時の安全対策として、児童生徒一人ひとりの通学路を確認し危険箇所マップを作成し、児童生徒・保護者への指導・周知や教職員相互の共通理解を図るなどとともに、通学路における「子ども 110 番の家」の確認や防犯教室の実施、安全教育の充実などに積極的に取り組んでいるところであります。また、スクールバスの停留所までの送り迎えにつきましては、保護者の責任において送迎するようお願いしているところでありますのでご理解いただきたいと思います。

次に、3 点目のお尋ねであります。本町における不審者につきましては、平成 16 年度に 4 件報告されておりますが、平成 17 年度は報告されておられません。しかし、先日スポーツセンター内での不審者情報が 1 件報告されたところであり、直ちに警察への連絡と保育園・幼稚園・各学校・関係機関等にも周知し、注意を喚起するとともに再発防止のため、施設内チェック体制の強化等に努めているところでございます。

次に、4 点目のお尋ねであります。「子ども 110 番の家」からの報告につきましては、現在のところ犯罪や不審者などに関する特に報告はございません。

次に、5 点目のお尋ねであります。町内で不審者情報が報告された場合は、直ちに保育園・幼稚園・各学校・警察等関係機関に周知し、注意の喚起・指導等を促し、管内市町村の不審者情報につきましては、網走教育局や北見警察署から情報提供がありますので、情報が入り次第、各学校等に周知しているところであります。各学校等では、町内での不審者情報等の場合は児童生徒への周知や指導を行うとともに、保護者に文書で周知することとしておりますが、町外での不審者情報は内容により、児童生徒や保護者に周知することとしております。

いずれにいたしましても、私どもも議員がご心配されていることと同じ思いであり、子供たちの健やかな成長と登下校時はもちろん日常生活の中でも安全・安心の確保を前提に、学校・保護者・関係機関・団体等の連携はもとより、「あたたかく、町民みんなで、子どもたちを守っていこう！」とする、「地域の底力」をより一層お借りしながら、町民層ぐるみで対応していくことが、何よりも大切なことであると考えております。

このようなことから、今までも各学校・関係機関・団体等と連携を図りながら、不審者情報等における保護者等への速やかな周知や必要に応じての巡回パトロールの実施、啓蒙活動、さらには「子ども 110 番の家」、またこの 6 月からは公用車等を中心とした「子ども 110 番の車」などに取り組んでいるところでございますが、現在、青少年対策協議会と子ども会育成連絡協議会が中心となっただき、自主的なボランティアの公募などによ

る組織づくりを検討中であり、できれば今年度途中にでも立ち上げできればと考えているところでございます。

なお、この自主的なボランティアによる組織づくりは、あくまでも町民の皆さんの「子どもたちを守っていこう」とするあたたかいご理解とご協力が大前提でございます。

また、町民の皆さんのあたたかいご理解のもとにスタートできたとしても、あまり無理のかからない、あまり負担にならない買い物や散歩、ジョギングなど、外出する際に、例えば腕章などをつけてもらうなど、できるところからスタートし輪を広げ、継続的な取り組みへと発展していただければと考えているところであり、ぜひ、町民みんなで支えあう安全・安心な町づくりに向けてご理解とご協力をお願いするものでございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいまご答弁をいただきましたけれども、何点が再質問をさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、現在は設置の考え方はないということでありまして、職員室から玄関すべて見通せるのだからというご答弁でありましたけれども、玄関ばかりでなくて、玄関を出て例えば周辺に出た場合のそういう確認までできるのかどうか、その辺はどうなっているのかということでありまして、先般、新聞報道でも北見市の学校で防犯カメラを設置するようになったということが報道されておりました。今そういうことで、職員室から十分管理できるということをおっしゃってありますが、それだけで済んでいけば問題はないのですけれども、何か問題が起きた場合には今の説明のつかないようなそういう場面もあるのではないかなという気がいたしますので、ぜひ設置に向けての検討に入っていただきたいというのが私の本音であります。

また、参考までにお聞きしたいのですけれども、防犯カメラというのは一式いくらくらいかかるのか、設置費用含めてお伺いをいたしたいと思っております。

それと今町に置かれている自販機が、防犯防止のと言うか、自販機そのものの防犯ではなくて、子供たち・町民を守るための警報機がついた自販機が使用されつつあるというような話を聞いておりますので、そういう部分につきましては、これから入れようとする店舗の方に対しても十分そういう部分をご説明していただいて、そういう対応をされている自販機を入れてもらえるように申し入れした方がいいのではないかなというふうに考えておりますけれども、そういう検討されたのかどうか、合わせてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 防犯カメラにつきましてお尋ねいただきましたけれども、現在我が町の学校につきましては、先ほどご答弁いたしましたように、職員室が1階にありまして、すべて玄関を見回せるというような位置でございます。そういったことから、先ほどの答弁で現状では考えていないということでご答弁をさせていただきましたけれども、それで防犯カメラにつきましても、どなたかが見ていないとならないということもございまして、学校の中でも教頭先生はじめ先生方もかなり忙しく動いているということもございまして、これがすべてではないということも一部ありますので、今後十分検討をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど小林議員から北見市のお話をされましたけれども、北見市については、今回

設置する部分については2階に職員室があるということで、玄関を見渡せる位置にないということの設置ということで私どもも聞いてございます。

それから自販機の関係で、今後自販機を設置する場合にはその警報機付きものを設置するように申し入れてはということでもございましたけども、これについては今まで検討はしてございませんけども、今後店舗等に対しましても申し入れするかどうかについても検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから防犯カメラ設置の経費でございますけども、これは防犯カメラを設置する台数にもよると思いますが、仮に2台と見る画面と言うか、それを想定しまして購入すれば大体44万円ほど、1カ所で44万円ほどかかると。それでレンタル、これは5年レンタルということでもございまして、一カ所大体年間10万円ほどということでもございます。ですから、学校に付けるということになれば、3カ所、小中学校だけでいけば3カ所ですから年間30万円ほど。それから購入の場合は130万円ほどかかるというようなことでもございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 防犯カメラの関係につきましては、理解をさせていただきましたけれども、レンタルであれば1カ所10万円ぐらいで済むということでもありますので、やはり今後十分検討に値する重要な部分ではないかなと思います。ぜひ、子供たちが事件に遭わないように特段のご協力と言いますか、ご指導も含めて教育委員会の役割は重要になるのではないかと思います。ぜひとも、その辺を十分理解いただいて、今後とも子供たちのために力を入れていただきたいと思えます。

以上で、質問を終わります

議長（柴田喜八君） 小林一甫君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

追加日程の議決

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

ただいま高橋徳男君外6名から、意見書案第5号「品目横断的経営安定対策」に関わる要望意見書、意見書案第6号 道路整備に関する要望意見書、渡邊守彦君外5名から、意見書案第7号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案5号

議長（柴田喜八君） 意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第5号についてご説明をいたします。以後、朗読を持って説明に変えさせていただきたいと思っております。

この品目横断的経営安定対策につきましては、皆さんよくご理解をされていると思いますので、改めて説明は省かせていただきます。それでは提出させていただきます。

意見書案第5号

「品目横断的経営安定対策」に関わる要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年6月21日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右工門
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、先ほども言いましたように朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをご覧ください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより意見書案第5号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第6号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) それでは、意見書案第6号についてご説明をいたします。

意見書案第6号

道路整備に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年6月21日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右工門
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
国土交通大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより意見書案第6号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案 7 号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第 7 号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

渡邊守彦君。

3 番(渡邊守彦君) ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第 7 号についてご説明いたします。

意見書案第 7 号

地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる要望意見書
上記の意見書案を会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 1 8 年 6 月 2 1 日

訓子府町議会議長 柴 田 喜 八 様

提 出 者

議 員 渡 邊 守 彦
議 員 山 本 朝 英
議 員 田 中 與 士 信
議 員 安 藤 義 昭
議 員 松 浦 啓 博
議 員 大 坪 勝 廣

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明させていただきます。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 1 8 年 6 月 2 1 日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴 田 喜 八

内閣総理大臣 様

総 務 大 臣 様

財 務 大 臣 様

金融・経済財政政策担当大臣 様

以上でございます。ご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより意見書案第 7 号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩時間の確認

議長（柴田喜八君） ここで皆さんにお諮りいたします。

あと20分ぐらいかかると思われますが、そのまま継続しますか、昼食時間休憩を取るか、お諮りいたします。

（「継続」との声あり）

議長（柴田喜八君） 継続ということでよろしいですか。

（「はい」との声あり）

それでは昼食を取らないで継続をいたします。

報告第4号

議長（柴田喜八君） 日程第13、報告第4号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書22ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 訓子府町土地開発公社の経営状況等報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定より、訓子府町土地開発公社の経営状況等に関する書類が町長から別紙のとおり提出があったので報告する。

平成18年6月20日提出、訓子府町議会議長 柴田喜八。

記、別紙でございます。次の23ページをご覧くださいと思いますけども、

平成18年5月29日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

訓子府町長 深見定雄

訓子府町土地開発公社の経営状況等を説明する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、訓子府町土地開発公社の経営状況等を説明する書類を別紙のとおり提出しますということで、次の24ページから33ページまでにつきましては、朗読を省略させていただきます。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対し質疑を許します。ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上で、本報告を終わります。

報告第5号

議長（柴田喜八君） 日程14、報告第5号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは議案書の34ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成18年6月20日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年4月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年4月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

35、36ページの表につきましては、説明を省略させていただきます。

37ページをお開き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年5月12日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年5月12日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

38ページから41ページまでの表につきましては、説明を省略いたします。

それから追加、後ほどお配付しました追加報告書でございます。ページ番号が41-2という資料でございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年6月12日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年6月12日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

41-3から41-5までの表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって本報告を終わります。

議員の派遣について

議長（柴田喜八君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

議案書の42ページにあります。

これは6月30日議員の研修会ということで、帯広で開催されるのに出席をすること。それから議会広報研修会として、8月22日札幌で行われる研修会に2人派遣をするという中身でございます。

特にございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 別紙のとおり、議員を派遣することを決定いたしました。

閉会の議決

議長(柴田喜八君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長(柴田喜八君) これにて平成18年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時54分

以上、平成 18 年第 2 回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員